前橋市監査委員公表第22号

前橋市長から出資団体及び公の施設の指定管理者監査の結果に対する措置について通知がありましたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成30年3月13日

前橋市監査委員 福 田 清 和

同 田村盛好

同 宮田和夫

同横山勝彦

出資団体監査結果に係る措置通知書

措置日 平成30年2月15日

監 査 結 果 (指摘・要望事項) 指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等

【監査対象団体:公益財団法人前橋観光コンベンション協会】

1 随意契約の手続きと規程の見直しについて (要望事項)

請負業務委託等の随意契約において、当協会の契約規程では、予定価格の作成、見積書の徴取、契約書もしくは請書の作成についての手続等を規定しているが、実際の事務処理と同規程の内容が乖離している状況が見受けられた。

随意契約の手続きについては、市の契約規 則等の規定に準じて行うことを基本に、事務 の効率性や契約の相手方等の負担なども考慮 に入れながら、実務に適合するように契約規 程の見直しを図り、より適切な事務処理とな るように努められたい。

2 支出科目の整理について(要望事項)

公益目的事業会計の各種事業の支出において、支出科目の設定が不十分なことから、実際の支出目的や内容とは異なる支出科目に当該支出が整理されている状況となっていた。

収支決算の数値については、各種事業の実施内容を正確に反映させることが望ましいと考えられ、また、当協会の収入の原資の大部分は市からの補助金であることから、市の補助金要項において規定する補助対象の事業や経費に充当していることを明らかにするためにも、より適切な支出科目を設定し、支出事務を行うように努められたい。

随意契約における事務処理と契約規程とが 乖離していることについては、まず規程その ものが明らかに間違いと思われる個所または 市に準じた規程整備が必要と思われる事項に ついては速やかに改善することを決定し、見 積書や請書の徴取漏れ等の不適切な事務執行 については規程に基づく事務執行を行うよう に改善した。

支出科目の設定が不十分なことから支出内容等と異なる支出科目に整理されていたことについては、事業執行に際し、支出内容を適切に反映できる科目による支出に努め、支出内容を適切に反映する科目がない場合には新たな科目設定を行っていくこととして改善することを決定した。

なお、一部細分化した事業ごとに科目設定がされ、これに科目不足が生じたことが主要因であることから、細分化した事業で設定科目がない場合、包括事業科目からの支出による対応を第一に考え、対応する科目がない場合に新たな科目設定を行っていくこととして改善することを決定した。

公の施設の指定管理者監査結果に係る措置通知書

措置日 平成30年2月13日

監 査 結 果 (指摘・要望事項) 指摘事項に対する措置内容及び要望事項に対する考え方等

【監査対象団体:株式会社ワークエントリー】

1 指定管理業務に要した経費の明確化について(要望事項)

平成29年度からのジョブセンターまえば しの本格稼動に向けて、平成29年2月1日 から同年3月31日まで、同施設の周知、開 設準備及び総合的就職支援窓口の実施等を目 的とした業務委託を受託しているが、その業 務委託料を指定管理業務の専用口座に受け入 れていた。また、業務委託料で支払う開設準 備に要する経費を指定管理業務の管理費に計 上しているものがあり、受託業務と指定管理 業務の費用区分が明確になっていなかった。

前年度の受託業務に要する経費と指定管理 業務における経費を区分し、専用口座に入金 されている業務委託料を適切な口座に移し替 えるなど、指定管理業務に要した経費の明確 化を図られたい。 指定管理業務に要した経費の明確化については、指定管理業務の専用口座に受入れていた平成28年度の業務委託料を、適切な口座に移し替え、かつ、指定管理業務の管理費に計上していた業務委託分の経費を区分し改善した。